

改正後	現行
法人用 IC カード規定	法人用 IC カード規定
1 カードの利用	1. (カードの利用)
<p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した ICチップを搭載した ICキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。</p>	<p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した ICチップを搭載した ICキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。</p>
2 貯金機による入金	2. (貯金機による入金)
<p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に したがって、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p>	<p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に 従って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p>
<p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。</p>	<p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。</p>
3 支払機による払戻し	3. (支払機による払戻し)
<p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に したがって支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>	<p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>
<p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲</p>	<p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲</p>

改正後	現行
内とします。	内とします。
<u>4</u> 振込機による振込	<u>4.</u> (振込機による振込)
振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
<u>5</u> 振込手数料	<u>5.</u> (振込手数料)
<u>6</u> 代理人による入金・払戻しおよび振込	<u>6.</u> (代理人による入金・払戻しおよび振込)
(1) 代理人 (<u>1</u> 名に限ります。) による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード(以下、「代理人カード」といいます。)を発行します。	(1) 代理人 (<u>1</u> 名に限ります。) による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード(以下、「代理人カード」といいます。)を発行します。
<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>7.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)
停電、故障等により貯金機・支払機・振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合は、カードによる取引はできません。	停電、故障等により貯金機・支払機・振込機による取扱いができない場合は、カードによる取引はできません。
<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>8.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)
<u>9</u> カード・暗証の管理等	<u>9.</u> (カード・暗証の管理等)
10 <u>偽造カード等による払戻し</u>	10. <u>(偽造カード等による払戻し)</u>
11 <u>盗難カードによる払戻し</u>	11. <u>(盗難カードによる払戻し)</u>

改正後	現行
<p>12_ <u>カードの紛失、届出事項の変更等</u></p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p>	<p>12. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u></p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p>
<p>13_ <u>カードの再発行等</u></p> <p>(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p>	<p>13. <u>(カードの再発行等)</u></p> <p>(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p>
<p>14_ <u>貯金機、支払機、振込機への誤入力等</u></p>	<p>14. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u></p>
<p>15_ <u>解約、カードの利用停止等</u></p> <p>(1) 貯金口座を解約する場合、代理人を解任する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。</p>	<p>15. <u>(解約、カードの利用停止等)</u></p> <p>(1) 貯金口座を解約する場合、代理人を解任する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。</p>
<p>16_ <u>譲渡、質入れ等の禁止</u></p>	<p>16. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u></p>
<p>17_ <u>規定の適用</u></p>	<p>17. <u>(規定の適用)</u></p>
<p>(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込</p>	<p>(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込</p>

改正後	現行
規定により取 <u>り</u> 扱います。	規定により取扱います。
<u>(令和7年4月1日現在)</u>	<u>(令和2年4月1日現在)</u>